

江府町告示第65号

令和4年11月22日

江府町長 白石 祐治

第7回江府町議会11月臨時会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和4年11月28日

2、場 所 江府町役場議場

3、付議事件

1. 専決処分した事項の承認について（令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第7号））
2. 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
3. 江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
4. 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
5. 令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第8号）

---

○開会日に応招した議員

加藤 周二

芦立 喜男

森田 哲也

川端 登志一

阿部 朝親

三輪 英男

長岡 邦一

川端 雄勇

三好 晋也

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

第7回江府町議会11月臨時会会議録（第1日）

令和4年11月28日（月曜日）

---

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第88号 専決処分した事項の承認について（令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第4 議案第89号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第90号 江府町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第91号 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第92号 令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第8号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番 加藤周二	2番 芦立喜男	3番 森田哲也
4番 川端登志一	5番 阿部朝親	6番 三輪英男
7番 長岡邦一	8番 川端雄勇	9番 三好晋也

---

欠席議員（なし）

---

欠員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ..... 松井英樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石 祐 治	副町長	八 幡 徳 弘
教育長	富 田 敦 司	総務課長	生 田 志 保
住民生活課長	松 原 順 二	産業建設課長	末 次 義 晃
教育課長	加 藤 邦 樹	会計管理者	藤 原 靖
学事担当課長	谷 田 孝 之		

---

午前10時00分開会

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は9名です。

地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、令和4年第7回江府町議会1月臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好 晋也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番、長岡邦一議員、8番、川端雄勇議員の両名を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（三好 晋也君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日と決定いたしました。

---

日程第3 議案第88号

○議長（三好 晋也君） 日程第3、議案第88号、専決処分した事項の承認について（令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 88 号につきましては、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会にご報告申し上げます。議案第 88 号、専決処分した事項の承認について（鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 7 号））でございます。本案は、令和 4 年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,848 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 50 億 178 万 6,000 円といたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当より説明させますのでお聞き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼いたします。議案第 88 号についてご説明を申し上げます。議案と別に配付しております本会議資料をご覧になっていただければと思います。本会議資料のほうで説明をさせていただきます。電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえまして、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対しまして、電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給する、これは国庫補助事業です。それと生活困窮者等に対するエアコン等光熱費の県補助事業、こちらの経費について専決処分を行ったものでございます。下段の歳出の表をまずご覧ください。民生費、社会福祉総務費、説明として、電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金事業です。1,835 万 3,000 円。これは対象世帯 1 世帯あたり 5 万円を給付するものでして、この他に通信運搬費、手数料、システム改修委託料などの事務費を計上しております。これには、上段、歳入の国庫支出金、民生費、国庫補助金、電気、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金というものを充当しております。歳出に戻っていただきまして、民生費、生活自立支援対策事業費、生活困窮者エアコン等光熱費助成事業費 26 万 6,000 円です。こちらにつきましては、対象世帯 1 世帯あたり 14,000 円を助成するもので、事業費の内 2 分の 1 に上段の歳入の県支出金、民生費、県補助金を 13 万 3,000 円。それから、不足する残りの 13 万 3,000 円に予備費を減額して充当するものです。年内支給で早急に対応したかったということでありまして、専決処分といたしております。議案第 88 号、一般会計補正予算（第 7 号）の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 日程第 3、議案第 88 号、専決処分した事項の承認について（令和 4 年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第 7 号））の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 8 8 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認いたしました。

---

日程第 4 議案第 8 9 号 から 日程第 6 議案第 9 1 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 4、議案第 8 9 号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第 6、議案第 9 1 号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての 3 議案を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 8 9 号でございます。江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和 4 年 8 月の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、江府町職員の給与に関する条例について所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第 9 0 号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてと、議案第 9 1 号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。以上の 2 議案は、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について所要の改正をいたすものでございます。議案第 8 9 号、9 0 号、9 1 号の 3 議案につきまして、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当より説明させますのでお聞き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼いたします、議案第 8 9 号、第 9 0 号、第 9 1 号についてご説

明をさせていただきます。議案綴りをご覧になっていただきたいと思います。まず、議案第89号、職員の給与に関する条例の一部改正です。これは、先程の提案説明にありました、本年8月に行われました人事院勧告に基づきまして、国家公務員の改正給与法が成立したことに伴って、職員の月例給を定める行政職給料表及び医療職給料表改定し、勤勉手当の支給月数を0.1か月分引き上げるものです。勤勉手当の支給月数の改定について2段階で行うものでございます。次のページ以降の新旧対照表をご覧ください。右側に改正前の条文、左側に改正後の条文を掲げております。まず、第1条におきまして、令和4年4月1日に遡っての適用事項を掲げております。職員の給与に関する元々の条例の第3条については、行政職の職員並びに医療職の職員の給料表を定めた条文でございますが、改正前の行政職給料表をスクロールしていただきまして、4ページから8ページまで、こちらのほうに行政職の給料表を付けております。その後に、行政職給料表改正後のもの、こちらを9ページから13ページまでに掲載をしております。今回の給料改定につきましては、月例級については、平均0.23%の引き上げということになっておりますけれども、初任給それから若年層です、つまり若い世代に重点をおいた給与改定となっております。続いて医療職につきましても、14ページから17ページに改正前、それから18ページから21ページに改正後を付けております。同様に号給の若い若年層を重点とした改定となっております。1ページに戻っていただきまして勤勉手当、第20条第2項第1号、一般職の規定では、右側の改正前100分の95.0を改正後6月期においては100分の95.0、12月期においては100分の105.0に改正します。そして次の第2号の、これは再任用の職員ですけれども、この規定では右側の改正前100分の45.0を左側の改正後、6月期においては100分の45.0、12月期においては100分の50.0ということにそれぞれ引き上げます。以上が第1条といたしまして、令和4年4月1日から適用するものです。続きまして、3ページをご覧くださいと、2つ目の段階として令和5年4月1日から適用となります。来年の4月から適用となります第2条の改正を載せております。勤勉手当の改定について、第2項第1号改正前下線部を左側改正後100分の100.0に改定するものです。先程の第1条におきまして、一旦12月期分のみ引き上げたものを6月と12月に均等に割り戻すものでございます。附則で施行期日を規定してございまして、第1条について令和4年4月1日、第2条について令和5年4月1日から施行いたすものでございます。

次に、議案第90号をご覧ください、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。こちらは、先程話しましたように国家公務員の給与法改正がありました。これに伴いまして、国の特別職についても、同様に改正されております。期末手当の支給月数が

年間3.25月から3.30月へ0.05月分引き上げとなりましたことから、本町の特別職、町長、副町長、教育長についても同様に改正いたすものでございます。次のページ新旧対照表をご覧ください。右側の改正前100分の162.5を改正後100分の165.0にそれぞれ引き上げをいたします。附則をご覧くださいますと、施行期日と支給の特例について規定をしております。この条例は、令和4年12月1日から施行いたしますけれども、令和4年12月期、今年の12月期の支給に限りまして、改正後の第4条の規定に関わらず100分の167.5というふう読み替えまして、令和4年度の年間支給月数を3.30月といたすものでございます。

続きまして、議案第91号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する一部改正でございます。第90号と同様、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴いまして、期末手当の支給月数を引き上げる改正を行うものです。次のページの新旧対照表をご覧くださいますと、第5条、右側改正前、100分の162.5を、左側改正後100分の165.0にそれぞれ引き上げをいたします。附則に規定しております施行期日等、支給の特例につきましては、議案第90号と同様でございますので、省略をさせていただきます。議案第89号から91号までの説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 質疑、討論、採決の進行は、一議案ごとに処理進行いたします。

まず、日程第4、議案第89号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正について。  
質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第89号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第90号、江府町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第90号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第91号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第91号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第7 議案第92号

○議長（三好 晋也君） 日程第7、議案第92号、令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第92号でございます。令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第8号）でございます。本案は、令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ2,153万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億2,332万4,000円といたすものでございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定によ



り議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては担当より説明させますので、お聞き取りの上ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します、議案第92号についてご説明申し上げます。議案書と別に配付しております江府町議会本会議資料をご覧になっていただきたいと思います。こちらにつきましては、案件が一つでしたので職員が作りしました説明資料をそのまま付けさせていただきます。本会議資料をご覧ください。歳入歳出それぞれ2,153万8,000円を追加いたします一般会計補正予算の詳細のほうをまとめております。新型コロナウイルス感染症拡大に関する国の交付金ですけれども、これによりまして、生活支援や経済対策等行ってきたところでございます。それらを現時点で精査をした結果、若干の余剰も出てまいりましたので、物価高騰に対する生活支援を行いたいというふうに考えております。今、昨年同期に比べまして燃料費の高騰は家計への影響を更に大きくしております。本補正予算によりまして、昨年末に実施した燃油等購入助成券を1世帯当たり20,000万円分発行する経費をお願いいたすものでございます。歳入といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を2,153万8,000円、歳出として助成券発行経費等委託料2,086万9,000円。こちらは、商工会への委託を想定しております。その他、印刷製本費、郵送費等の事務経費を含めまして歳出総額2,153万8,000円とするものでございます。町民の皆様の生活の一助とすぐにでもなりますように、速やかに対応したいと考えております。ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。議案第92号、一般会計補正予算（第8号）の説明は以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 日程第7、議案第92号、令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第92号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（三好 晋也君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって、本臨時会は、これもち閉会といたします。ご苦労様でした。

午前10時20分閉会

---